

平成30年5月31日

平塚市監査委員 高梨 秀美  
同 大塚 政弘  
同 須藤 量久  
同 吉野 和美

### 監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

#### 記

- 1 監査実施対象課  
学校教育部 教育指導課
- 2 監査実施日  
平成30年2月21日
- 3 監査結果の公表日  
平成30年3月29日（平塚市監査委員公表第6号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容  |
|---|--|
| <p>(指摘事項)</p> <p>(1) 契約事務において、委託料の執行にあたり平塚市契約規則で定める契約書を省略できる場合に該当しないにもかかわらず契約書を作成せず請書により行っていたものがあったので、平塚市契約規則に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p> | <p>(1) 契約書が未作成のものについては、契約規則の適用にあたり、条文の解釈を誤っていたことが原因であり、再確認により平成30年度から契約書を作成することといたしました。</p> <p>今後は、契約規則の適用については、契約検査課への確認作業も含め、適正な事務処理を図るよう努めます。</p> |



- 1 監査実施対象課  
都市整備部 総合公園課
- 2 監査実施日  
平成30年2月21日
- 3 監査結果の公表日  
平成30年3月29日（平塚市監査委員公表第6号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

| 監査の結果   | 措置の内容   |
|---|---|
| <p>(指摘事項)</p> <p>(1) 収入事務においては、平塚球場・競技場・総合体育館等使用料について還付に伴う調定の減額更正をしておらず、また誤作成した調定伝票の取り消しもしていなかった。</p> <p>歳出事務においては、平塚市財務規則に定められた会計管理者への合議が漏れていた。</p> <p>契約事務については、随意契約により物品の修繕及び物件の借入れを行った際に平塚市契約規則に定める条項の適用誤りがあった。</p> <p>平塚市財務規則等に則り事務の方法を再度確認し、今後の事務の執行にあたり適正な措置を講じられたい。</p> | <p>(1) 還付に伴う調定の減額更正については1か月毎に、調定伝票の取り消しについてはその都度処理を行うよう事務の見直しを行いました。</p> <p>会計管理者への合議については財務規則を再確認し、3,000万円を超える契約について必ず手続きを行うよう周知徹底をしました。</p> <p>随意契約の条項適用誤りについては、財務会計システムの参照起票機能の使用による確認不足が原因となっていたため、案件ごとに条項を再確認し作成するようにしました。</p> |

以 上